

令和7年度

南島原市

保育所、認定こども園（保育部分）の入所のしおり

【2号認定、3号認定】



もくじ

- 1 保育所、認定こども園（保育部分）を利用できる方
- 2 保育を利用できる時間と期間
- 3 認定の種類
- 4 入所時の利用調整
- 5 保育料
- 6 申込みに必要な書類
- 7 入所手続きの流れ
- 8 保育料の納め方（保育所の場合）
- 9 入所中の変更手続き
- 10 その他
- 11 広域入所（仕事などで市外の保育所へ入所させたい場合）
- 12 障害児保育
- 13 地域子ども・子育て支援事業
- 14 令和7年度 教育・保育施設一覧表

お問い合わせ

南島原市役所 こども未来課 こども支援班

〒859-2412

南島原市南有馬町乙1023番地

TEL 0957-73-6652

ホームページアドレス <http://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

1 保育所、認定こども園（保育部分）を利用できる方

保育所、認定こども園（保育部分）は、保護者の就労等により、子どもの保育を必要とする場合に利用できる施設です。

施設を利用するためには、保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする理由」に該当し、市の「認定」を受ける必要があります。

【保育を必要とする理由】

保育を必要とする理由	保護者の状況
① 就労	月 48 時間以上の就労（居宅内の仕事を含む）
② 妊娠、出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき
③ 疾病、障害	保護者が疾病や障害で保育が困難なとき
④ 介護、看護	親族の介護や看護が必要なとき
⑤ 災害復旧	地震、火災等の災害復旧にあたっているとき
⑥ 求職活動	求職活動に専念しているとき
⑦ 就学、職業訓練	大学や職業訓練校などに通っているとき
⑧ 児童虐待、DV	虐待やDVのおそれがあるとき
⑨ 育児休業	育児休業を取得する際、すでに保育を利用している子どもがいて、その子どもが継続して利用する必要があるとき（新規の利用は不可）
⑩ その他	上記①～⑨に類する状態として市が認めるとき

2 保育を利用できる時間と期間

「保育を必要とする理由」や保護者の状況等に応じて、保育を利用できる「時間」と「期間」が決められます。

【利用できる保育時間】

区分	1 日の利用可能時間	想定される月の就労時間
保育標準時間（フルタイム就労を想定した利用時間）	最長 11 時間	120 時間以上
保育短時間（パートタイム就労を想定した利用時間）	最長 8 時間	48 時間以上 120 時間未満

【保育を利用できる期間】

保育を必要とする理由	保育必要量		利用できる期間
	8時間	11時間	
① 就労	○	○	小学校就学前まで
② 妊娠、出産	—	○	産前：出産予定日の前日から8週間 産後：出産日から8週間経過後の月末
③ 疾病、障害	○	○	疾病等が回復するまで
④ 介護、看護	○	○	介護、看護が必要な期間
⑤ 災害復旧	—	○	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	○	—	90日（3ヶ月）
⑦ 就学、職業訓練	○	○	在学期間中
⑧ 児童虐待、DV	—	○	必要と認められる期間
⑨ 育児休業	○	○	満1歳になる日の月末
⑩ その他	○	○	必要と認められる期間

※1 利用開始日は、原則月初日です。ただし、やむを得ない理由がある場合のみ、月の途中から利用ができます。この場合は、保育が必要となる日の2週間前から利用を希望することができます。申請は2週間前までに行ってください。

※2 産休、育休明けや新たに仕事を始めるときは、就労開始日の2週間前から利用を希望することができます。

3 認定の種類

子どもの年齢に応じて、次のように決定します。

- 2号認定・・・満3歳以上で、保護者の就労等により、保育を必要とする場合
- 3号認定・・・満3歳未満で、保護者の就労等により、保育を必要とする場合

4 利用調整

認定を行った子どもについて、利用調整の基準に基づき、保護者が希望する施設の中から、市が入所できる施設を調整します。

※ 本市においては、第1希望の施設への入所がほぼ可能な状況にありますが、定員を超える申込みがあった場合は利用調整を行います。

5 保育料

保育所、認定こども園（保育部分）の保育料は、保護者（父・母）の「市民税額」の合計額で決定します。

ただし、保護者（父・母）の年間収入が生活保護基準額より少ない場合は、同居している家族で家計の主事者（祖父または祖母）の税額まで保育料決定の算定対象となります。

【保育料の月額一覧】

【年齢は4月1日現在】

●保育所、認定こども園（保育部分）：一般世帯

階層	階層区分		区分	3歳以上児				3歳未満児			
				国		市		国		市	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯		1子	0	0	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯		1子	0	0	0	0	0	0	0	0
3	市民税所得割課税世帯	48,600円未満 【均等割のみの世帯を含む】	1子	0	0	0	0	19,500	19,300	15,000	13,500
4		97,000円未満	1子	0	0	0	0	30,000	29,600	22,000	19,900
5		169,000円未満	1子	0	0	0	0	44,500	43,900	30,000	27,100
6		301,000円未満	1子	0	0	0	0	61,000	60,100	36,000	32,500
7		397,000円未満	1子	0	0	0	0	80,000	78,800	41,000	37,100
8		397,000円以上	1子	0	0	0	0	104,000	102,400	41,000	37,100

●保育所、認定こども園（保育部分）：ひとり親世帯等（※1）

階層	階層区分	区分	3歳以上児				3歳未満児				
			国		市		国		市		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	市民税所得割課税世帯	48,600円未満 【均等割のみの世帯を含む】	1子	0	0	0	0	9,000	9,000	7,000	6,250
4		77,101円未満	1子	0	0	0	0	9,000	9,000	9,000	9,000
		97,000円未満	1子	0	0	0	0	30,000	29,600	22,000	19,900
5		169,000円未満	1子	0	0	0	0	44,500	43,900	30,000	27,100
6		301,000円未満	1子	0	0	0	0	61,000	60,100	36,000	32,500
7		397,000円未満	1子	0	0	0	0	80,000	78,800	41,000	37,100
8		397,000円以上	1子	0	0	0	0	104,000	102,400	41,000	37,100

（※1）ひとり親世帯等とは、ひとり親、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯、特別児童扶養手当を受給されている世帯等です。

【保育料決定に関する注釈】

- 令和元年10月から、国の幼児教育無償化の開始により、保育所・認定こども園（保育部分）を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの保育料が無料です。（年齢は、年度当初4月1日現在の年齢です。）ただし、通園送迎費、給食費の一部（2号のみ）、教材費、行事費などはこれまでどおり保護者負担になります。

保育料の見直しは年度途中の9月に行い、令和7年8月分までは「令和6年度の市民税額」で、9月分以降の保育料は「令和7年度の市民税額」で決定します。

●すこやか子育て支援事業（保育料の軽減）

- 南島原市では、多子世帯の経済的負担の軽減を目的に、保育料の軽減を行っています。
 - 子どもを2人以上扶養している保護者において、第2子以降の子どもが保育所、認定こども園を利用した場合は、保育料を「無料」にしています。
- 所得制限はありません。
- 保育料の軽減を受けるためには「申請が必要」です。

●幼児教育無償化に伴う給食費について

3~5歳児

- 1) 主食費（お米、パンなど）については、これまでどおり保護者の負担となります。
- 2) 副食費（おかず、ミルクなど）については、年収 360 万円未満相当の世帯及び第 3 子以降は国の免除規定により支払が免除されます。

国の副食費免除対象から外れる世帯（年収 360 万円以上相当）の第 1 子・第 2 子の副食費については、4,800 円を限度として南島原市で負担します。

この場合、あらためて申請手続きは必要ありません。



0~2歳児

- 1) 主食費、副食費ともに、これまでどおり保育料に含まれていますので、保護者負担はありません。

6 申込みに必要な書類（申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできます。）

- ① 新規申込み
→「教育・保育給付認定申請書（兼保育所入所申込書）」と添付書類
- ② 継続利用申込み
→「現況届兼施設利用申込書」と添付書類

【添付書類】 保育を必要とする証明書類（父母のみ）

保育を必要とする理由	必要書類
① 就労	☐ 会社等に勤務している場合 就労証明書（勤務先事業者による証明書） ☐ 自営業の場合 就労証明書（事業主による証明書、本人が事業主の場合は、「雇用の形態」で自営業主を選択） ※経営の実態がわかる書類（営業許可証、確定申告書の写し等）の提出を求めることがあります。
② 妊娠、出産	保育を必要とする申立書（様式第3号） 母子手帳の写し（出産予定日、出産日がわかるページ）
③ 疾病・障害	☐ 疾病の場合・・・保育を必要とする申立書（様式第4号） ※医師の証明必要 ☐ 障害の場合・・・保育を必要とする申立書（様式第3号） 次のうち、いずれか1つの写し 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
④ 介護、看護	保育を必要とする申立書（様式第5号） ※医師の証明必要

⑤ 災害復旧	保育を必要とする申立書（様式第3号） り災証明書等
⑥ 求職活動	保育を必要とする申立書（様式第3号） 求職活動が確認できるもの（ハローワークの登録証等）
⑦ 就学、職業訓練	保育を必要とする申立書（様式第3号） 在学証明書等
⑧ 児童虐待、DV	公的機関に相談している旨の証明書
⑨ 育児休業	休業取得期間、復職（予定）年月日等が記載された就労証明書
⑩ その他	保育を必要とする申立書（様式第3号） 理由ごとに、市が必要と認める書類

【その他の添付書類】：保育料を決定するための書類

※平成27年度から保育料は「市民税額」で算定することになったため、源泉徴収票、確定申告書の写しは必要ありません。ただし、未申告などで税情報が確認できない場合は、申告をお願いする場合があります。

◆【その他】

対象者	必要事項
① 令和6年1月1日 現在の住所地が南島 原市以外の保護者	□令和6年1月1日現在の住所を申込書裏面に記載をお願いします。 ※注：市町村民税所得課税証明書等の添付書類は必要ありません。
② 令和7年1月1日 現在の住所地が南島 原市以外の保護者	□令和7年1月1日現在の住所を申込書裏面に記載をお願いします。 ※注：市町村民税所得課税証明書等の添付書類は必要ありません。

◆【下記の方は、次の書類が必要】

対象者	必要書類
① ひとり親世帯	□ひとり親家庭とわかる書類 （児童扶養手当証書、ひとり親家庭福祉医療受給資格者証等の写し）
② 在宅障害児（者）等 がいる世帯	□障害を証明する書類 （身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し）

7 手続きの流れ

- ①新規申込み → 市に「保育の必要性」の認定申請と入所の申込みをします。
②継続利用申込み → 市に「現況届兼施設利用申込み」をします。

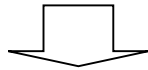
【令和6年12月2日(月)から令和7年1月6日(月)】まで

※現在利用している保育所等を、令和7年4月以降も引き続き利用する方には、保育所等から必要な書類が配付されます。

※1月6日受付分までで、第1回目の決定を行います。その後は随時決定をします。



- ① 新規申込み → 市から「支給認定証」が交付され「利用施設内定通知書」が送付されます。 ※保育所等の定員を超える応募があった場合などは、市が入所の利用調整を行います。
- ② 継続利用申込み → 市から「利用施設内定通知書」が送付されます(2月下旬)。



施設で入所手続き等を行ってください。

※必要な手続きについては、直接、施設へおたずねください。

※保育料を決定後、利用施設決定兼利用者負担額決定通知書を送付します(3月下旬)。

8 保育料の納め方(保育所の場合)

- 1) 認定こども園を利用している人は、直接園へ納めてください。

※納付方法は各施設へお尋ねください。

- 2) 保育所を利用している人は市へ納めてください。

※納付忘れを防ぐために口座振替による納付をお勧めします。

① 口座振替で納付する場合

- 金融機関へ通帳と通帳の印鑑をご持参の上、手続きを行ってください。
(南島原市外の金融機関で手続きをされる場合は、手続き用の用紙が金融機関に備えられていない場合がありますので、こども未来課へご連絡ください。)
- Web上でスムーズに申込みできる口座振替「こうふりネット」でも手続きが可能です。※十八親和銀行のみ

- 振替日は、各月の末日です(休日の場合は、次の営業日)。

(振替できなかったときは、翌月の11日に再振替されます。)

- 金融機関で手続きをされた翌月の保育料から口座振替が開始されますが、場合によっては翌々月から開始となることもありますのでご了承ください。口座振替開始までは、市から送付する「納入通知書」で納めてください。

② 納入通知書(納付書)で納付する場合

月初めに市から送付された納入通知書により、取扱い金融機関、各支所またはコンビニエンスストアで必ず期限内に納めてください。

3) 保育料の滞納について

滞納が重なる世帯については、催告書の送付、児童手当の窓口払い、財産調査などの措置をとる場合があります。

4) 保育料の滞納があるまま離婚された場合

原則、子を引き取った保護者に滞納分を請求しますが、離婚前の保育料は父母両方に納付義務があります。父母双方が責任を持って保育料を納めてください。

9 入所中の変更手続き

次のような場合は、速やかに、こども未来課または各支所へ連絡し、変更届等を提出してください。

- ① 勤務先を変更した場合、退職をした場合
- ② 婚姻、離婚、死亡等により、子どもの保護者に変更があった場合
(改姓や住所変更を含む)
- ③ 修正、更正、還付申告により市民税額が変更になった場合
- ④ 市外へ転出する場合
(引き続き施設を利用したい場合は、事前に、こども未来課および転居先の市区町村役場にご相談ください。)
- ⑤ 支給認定の変更を希望する場合
- ⑥ その他、申込事項に変更があった場合(市内転居や同居家族の増減など)

10 その他

- ① 年度途中の入所申込みは、入所希望日の2週間前までに行ってください。
- ② 特別な理由により、月途中から入所する場合は、保育料は日割り計算になります。
- ③ すでに保育所等に入所している子どもがいる場合、そのきょうだい(弟や妹)は、1歳の誕生月の翌月初日から入所していただきます(1歳に達する前にも入所できます)。入所されない場合、すでに入所している子どもは、「保育を必要とする理由」に該当しないため、退所していただきます。

ただし、病気等の特別な理由がある場合は、この限りではありませんので、事前にご相談ください。

- ④ 食物アレルギーがある子どもは、その状況について調査票に記入してください。

11 広域入所(仕事などで市外の保育所等へ入所させたい場合)

保育が必要な子どもを勤務地または勤務途中にある他の市区町村の保育所等に入所させることもできます。ただし、受入条件は市区町村によって異なります。

入所申込み手続きは、市内入所の方法と同じですが、受け入れる市区町村との調整がありますので、希望される方は早めに、こども未来課または各支所へご相談ください。

1 2 障害児保育

保育が必要な理由に該当し、集団保育が可能で日々通所することができる心身に障害のある子どもさんを預けることができます。

ただし、保育所等によって受入状況が異なりますので、詳しくは各保育所等へお尋ねください。

1 3 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援する仕組みです。家庭で育児をされている方が、急な用事などの際に利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「子育て支援センター」などがあります。

希望される方は、直接施設へお申込みください。

事業名		概 要
延長保育		保育所、認定こども園（保育部分）に通う子どもを、通常の保育時間の後に延長して預けることができます。
一時預かり	一般型	保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などで一時的に保育が必要な場合、保育所等へ子どもを預けることができます。
	幼稚園型	上記に加えて、幼稚園、認定こども園（教育部分）に通う子どもが、通常の利用時間前後に一時的に保育が必要な場合、預けることができます。
休日保育		保護者（父母のどちらも）が休日に、仕事等で家庭で保育ができない場合に利用することができます。休日に利用した場合、原則、平日に振り替えて休んでいただきます。
病児保育	病後児対応型	病気の回復期にある小学校3年生までの子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に預けることができます。
	体調不良児対応型	保育中に体調不良となり、緊急的な対応を必要とする子どもを保護者が迎えに来るまでの間、一時的に預かることができます。
子育て支援センター		子育ての相談や親子の交流を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。
放課後児童クラブ		保護者が昼間家庭にいない場合、小学生（1～6年生）を預けることができます。

◆令和元年10月からの幼児教育無償化制度の開始に伴い、一時預かり事業等は、保護者のいずれもが「保育を必要とする理由」に該当し、お住まいの市区町村から「施設等利用給付の認定」を受ければ限度額範囲内で無償化される場合があります。

詳しくは、直接施設へおたずねください。



14 令和7年度 教育・保育施設一覧表

(R7.4月予定)

地区	施 設 名	受入 (受入可能＝○)			事 業 名						電話番号 (0957)
					延長 保育	一 時 預 かり	休 日 保 育	障 害 児 保 育	子 育 て 支 援	児 放 課 後 ク ラ ブ	
		1号	2号	3号							
深江	山陰保育園	○※1	○	○	◎	○	◎	○	◎		72-2362
	小林保育園		○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	72-5470
	深江保育園		○	○	◎	◎		◎	◎	◎	72-3323
	瀬野保育園		○	○	◎	○			◎	◎	72-6961
	(認) 深江幼稚園	○	○	○	○	○			○	◎	72-5400
布津	(認) 寺田保育園	○	○	○	◎	◎		◎	◎	◎	72-3594
	南島原ぶんか保育園		○	○		○	○		◎	◎	72-2106
	こば保育園	○※1	○	○	◎	○	◎	◎		◎	72-6126
	(認) たちばなこども園	○	○	○	○	○		○	○	◎	72-2684
有家	(認) 有家たちばなこども園	○	○	○	○	○		○	○	◎	82-0906
	(認) 南島原しんきりこども園	○	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	82-8155
	(認) 白百合保育園	○	○	○	◎	○	◎		◎	◎	82-8410
	恵光保育園		○	○	◎	○		◎	※2	◎	82-4001
	若草保育園		○	○	◎	◎		◎		◎	82-1629
	有家保育園		○	○	◎	○		◎		◎	82-2294
西有家	見岳保育園	○※1	○	○	◎	○	◎	◎		◎	82-8400
	須川保育園	○※1	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	82-0923
	長野保育園		○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	82-5005
	竜石保育園		○	○	○	○	◎	○		◎	82-2880
	西有家保育園	○※1	○	○	◎	○	◎	○	○	◎	82-2563
北有馬	(認) 北有馬こども園 (公立)	○	○	○		○		○	○		73-6753
南有馬	ひかり保育園		○	○	◎	○		○		◎	85-3529
	大江保育園			○	◎	○	◎	○	◎	◎	85-2227
	(認) 南島原はらじょうこども園	○	○		◎	◎	◎	○	○	◎	85-2283
口之津	あやめ保育園		○	○	◎	◎		◎		◎	86-4706
	(認) たまみねこども園	○	○	○	◎	◎		◎	◎	◎	86-4815
	口之津保育園		○	○	◎	◎		◎	◎		86-2187
加津佐	ともしび保育園		○	○	◎	○	○				87-2758
	愛宕保育園		○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	87-4051
	若木保育園		○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	87-5100
	野田保育園		○	○	◎	○	◎	◎	○	◎	87-2199

※1 (認)は「認定こども園」です。

※2 山陰保育園・こば保育園・見岳保育園・須川保育園・西有家保育園は令和7年4月から認定こども園に移行予定で
恵光保育園の子育て支援は、令和7年4月から実施検討中。

※3 受入欄の「1号」は、満3歳以上で教育を希望される場合、「2号」は、満3歳以上で保育を必要とする場合、
「3号」は、満3歳未満で保育を必要とする場合です。

※4 「休日保育」欄は、日曜日、祝日を開所する施設に「◎」「○」をつけています。

※5 「病後児保育」の実施については、各園にお問い合わせください。

※6 各事業欄に「◎」「○」がついていても、定員を超える子どもがいる場合は、受入ができない場合があります。

※7 各事業欄の「○」については、園の自主事業で行われています。

※8 各事業の詳細については、各園にお問い合わせください。